

広島県告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
庄原市口和町大月字大佐古七九八番一地从先から 庄原市口和町大月字大佐古六六三番一地从先まで	新	一 二・五〇 一 六・二〇	一 一・〇〇 一 五・八〇	四 七・〇〇	拡幅 県道庄原作 木線と重複
	旧	一 一・〇〇 一 五・八〇	一 一・〇〇 一 五・八〇	四 七・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原作木線

三 道路の区域

区 間		新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
庄原市口和町大月字大佐古六六三番一地从先から 庄原市口和町大月字大佐古七九八番一地从先まで	新	一 二・五〇 一 六・二〇	一 一・〇〇 一 五・八〇	四 七・〇〇	拡幅 県道三次高 野線と重複
	旧	一 一・〇〇 一 五・八〇	一 一・〇〇 一 五・八〇	四 七・〇〇	